

- イ バス事業を行う広島県内の市町村
- ④ 今回の監査対象交付金の交付先  
社団法人 広島県トラック協会
- ⑤ 交付対象事業
- ア 震災等災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保等交通安全対策及び自動車交通公害対策に関する事業
- イ バスターミナル、トラックターミナル、共同運輸サービスセンター、配送センター、バス停留所の上屋等各種共同施設の整備・運営に関する事業
- ウ バスの乗継機能の強化、トラックの輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進に資するための事業及びバス事業者が行うこれらの事業に対する助成
- エ 運転者、乗務員のための共同休憩施設及び共同福利厚生施設の整備・運営に関する事業
- オ 車両等の買換、物流施設の整備、バス事業の経営基盤の安定確保等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成
- カ バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行うこれらの事業（イを除く。）に対する出捐
- ⑥ 交付金の額の算定基準等
- $$A \times B \times C \times 15 / 130 \times D \times (1 - 0.07 \text{ (徴税率)})$$
- この算式においてA, B, C, Dは次のとおり
- A 当該年度の軽油引取税収入見込額
- B 自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合で、別に知事が定める。
- C 交付対象者ごとの交付割合(営業用バス、営業用トラック、自家用バス、自家用トラックごと)
- D 調整値で、この値は、別に知事が定める。
- ⑦ 交付金交付実績 直前3年度分
- |           |              |
|-----------|--------------|
| 平成15年度交付額 | 489,103,889円 |
| 平成16年度交付額 | 482,294,150円 |
| 平成17年度交付額 | 503,351,876円 |
- 昭和51年度から平成17年度までの交付額の合計は約118億7,000万円にのぼる。
- ⑧ 交付期間
- 当初の予定では昭和51年度から2年間の時限措置であったが8度にわたり延期されて、昭和51年度から現在のところ平成19年度までとなっている。
- ⑨ 財源

地方交付税の基準財政需要額の算定上、商工行政費に所要額を算入する措置が講じられているが、一般財源として受け入れているため、同交付金が事業の財源の全てとなっているかどうかを確認することは難しい。

⑩ 交付金の使途状況

社団法人広島県トラック協会では、運輸事業振興助成交付金会計として当交付金の収支計算書を作成している。その概要は次のとおりである。

運輸事業振興助成交付金会計 収支計算書  
(自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)
<b>I 収入の部</b>			
交付金収入	503,351,876	503,351,876	0
<b>II 支出の部</b>			
(1) 適正化事業	57,439,700	54,355,280	3,084,420
(2) 輸送秩序確立対策事業	11,250,000	5,877,024	5,372,976
(3) 労働対策事業	500,000	421,520	78,480
(4) 自動車交通公害対策事業	85,162,000	79,431,652	5,730,348
(5) 緊急輸送体制整備事業	1,000,000	361,527	638,473
(6) 事故防止・安全運行確保事業	66,332,000	48,720,682	17,611,318
(7) 経営安定化推進事業	120,615,000	12,906,047	107,708,953
(8) 広報事業	22,393,000	20,884,613	1,508,387
(9) 共同施設整備事業	3,300,000	1,500,025	1,799,975
(10) 交付金運営事業	5,103,000	4,639,477	463,523
(11) 中央出捐事業	125,837,900	125,837,900	0
(12) 近代化基金造成事業	4,419,276	148,416,129	△143,996,853
(13) 特別基金造成事業	0	0	0
(合 計)	503,351,876	503,351,876	0

交付目的のひとつである“基金の造成”対象の基金の平成17年度末の残高は下記のようにになっている。

近代化基金	1,725,422,996円
交通事故防止対策基金	658,840,700円

施設管理運営基金	1, 170, 000, 000円
輸送サービス等改善対策基金	100, 000, 000円
環境対策基金	588, 630, 450円

なお、軽油引取税の税率の変遷は次のとおりである。(単位：円)

年月日	軽油引取税/1kℓ	備考
昭和31年6月～	6,000	
昭和32年4月～	8,000	
昭和34年4月～	10,400	
昭和36年4月～	12,500	
昭和39年4月～	15,000	
昭和51年4月～	19,500	助成交付金施行 昭和52年3月25日
昭和54年6月～	24,300	
平成5年12月～	32,100	

#### (6) 小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 根拠法令

広島県補助金等交付規則、小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

##### ② 目的

商工会又は商工会議所(以下「商工会等」という。)及び県商工会連合会(以下「連合会」という。)が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

ア 商工会等及び連合会が「小規模事業者支援促進法」第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業

イ 連合会が「小規模事業者支援促進法」第4条第1項に基づいて行う商工会に対する指導事業

ウ 商工会等が行う地域の振興を活性化するための事業

エ 商工会議所又は連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業

##### ③ 補助対象経費

ア 商工会議所又は連合会に対する補助

a) 補助対象職員の設置費(俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費)

b) 指導事業費(旅費、事務費、福利環境整備費等、指導事業費、特別研究

指導費、支部活動推進費)

- c) 資質向上対策事業費 (研修事業費、資質向上対策推進事業費、人事交流赴任旅費)

イ 商工会等又は連合会に対する補助

- a) 経営指導推進費 (小規模企業振興委員活動費、嘱託専門指導員謝金、経営・技術強化支援事業費、指導用軽車両購入費)
- b) 小規模事業施策普及費
- c) 指導施設建設費
- d) 情報ネットワーク化等推進事業費
- e) 指導環境推進費
- f) 若手後継者等育成事業費 (青年部、女性部活動推進費)
- g) 地域振興推進事業費 (地域振興調査事業費、むらおこし総合活性化事業費、広域振興等地域活性化事業費)
- h) 広域連携等対策事業費
- i) 経営安定特別相談事業費 (特別相談事業費、講習会等出席及び緊急対策等事業費)

ウ 連合会に対する補助 (商工会間接補助分)

- a) 補助対象職員の設置費 (俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費)
- b) 指導事業費 (旅費、事務費、福利環境整備費等、指導事業費、特別研究指導費)

④ 平成17年度の補助金交付状況

平成17年度の小規模事業経営支援事業費補助金の交付状況は、総額25億2,581万8,600円でありその内訳は、次表のとおりである。

(単位：人、円)

区分			A	会員数	職員数	B	事務局長	C	独自財源職員	D	E
地域	NO	商工会議所名等									
都市部	1	広島商工会議所	24,420	10,531	25			421		152,838,000	
	2	呉商工会議所	6,974	2,303	11			209		62,928,700	1
	3	竹原商工会議所	1,471	1,137	5		1	227		30,440,300	1
	4	三原商工会議所	3,007	1,881	9			209		45,518,500	
	5	尾道商工会議所	4,053	2,547	8			318		47,284,900	
	6	因島商工会議所	1,369	1,157	5		1	231		32,528,200	

区分			A	会員数	職員数	B	事務局長	C	独自財源職員	D	E
地域	NO	商工会議所名等									
	7	福山商工会議所	13,696	4,840	19			254		111,497,100	
	8	府中商工会議所	2,135	2,005	8	1	1	250		48,602,700	
	9	三次商工会議所	1,731	1,532	7		1	218		43,252,600	1
	10	庄原商工会議所	927	734	6	1	1	122		33,501,500	2
	11	大竹商工会議所	1,082	832	5		1	166		31,093,500	
	12	東広島商工会議所	2,988	2,192	10	3		219		46,135,900	1
	13	廿日市商工会議所	2,111	1,484	8	2	1	185		42,128,600	
商工会議所小計			65,964	33,175	126	7	7	263		727,750,500	6
商工会連合会					27	0				1,573,591,500	
県連独自分										219,022,500	
商工会間接補助分										1,354,569,000	
広島市	14	祇園町商工会	1,371	967	5	1	1	193		4,632,200	1
	15	安古市町商工会	1,701	1,082	4		1	270		4,735,700	
	16	佐東町商工会	944	654	3			218		56,600	
	17	沼田町商工会	516	474	3		1	158		4,580,900	
	18	安佐町商工会	547	446	3		1	148		4,582,800	
	19	可部町商工会	1,271	902	4		1	225		4,626,200	
	20	高陽町商工会	1,226	950	5	1	1	190		4,623,500	
	21	白木町商工会	240	178	2			89		14,400	1
	22	瀬野川町商工会	499	370	4	1	1	92		4,579,900	
	23	安芸町商工会	538	358	4	1		89		32,200	
	24	船越町商工会	374	246	3			82		22,400	2
	25	矢野町商工会	500	302	3	1		100		30,000	
	26	五日市商工会	3,051	1,964	8	2	1	245		4,733,000	
	安芸郡	27	府中町商工会	1,152	732	5	1	1	146		4,704,200
28		海田町商工会	970	575	3			191		158,200	
29		熊野町商工会	606	483	3		1	161		4,586,300	
30		坂町商工会	330	260	3	1		86		19,800	1
31		江田島町商工会	482	309	3		1	103		5,062,100	
32		音戸町商工会	470	328	3			109		4,578,200	
33		倉橋町商工会	473	373	4	1		93		28,300	
34		下蒲刈町商工会	155	137	2		1	68	1	4,559,300	1
35		蒲刈町商工会	124	90	2		1	45	1	4,548,400	1

区分		A	会員数	職員数	B	事務局長	C	独自財源職員	D	E	
地域	NO										商工会議所名等
佐伯郡	36	大野町商工会	635	473	5	2	1	94	4,588,100		
	37	湯来町商工会	325	233	3	1	1	77	4,569,500	2	
	38	佐伯商工会	435	402	5		1	80		4,661,500	2
	39	吉和商工会	38								1
	40	宮島町商工会	198	217	3	1	1	72	4,561,800	1	
	41	能美町商工会	248	197	3	1	1	65	4,564,800	1	
	42	沖美町商工会	149	135	2			67	8,900	1	
	43	大柿町商工会	432	293	3			97	425,900	2	
山県郡	44	加計町商工会	270	169	3	1	1	56	4,566,200	1	
	45	戸河内町筒賀村商工会	288	192	3	1	1	64	4,567,200	1	
	46	芸北町商工会	176	109	2			54	10,500	1	
	47	大朝町商工会	167	117	3	1		39	10,000	1	
	48	千代田町商工会	501	430	4	1	1	107	4,580,000		
	49	豊平町商工会	190	184	2	1	1	92	1	4,560,900	1
高田郡	50	吉田町商工会	408	336	3		1	112	4,574,400	2	
	51	八千代町商工会	177	146	3	1		48	10,600	1	
	52	美土里町商工会	114	97	3	1		32	6,800	1	
	53	高宮町商工会	126	104	3	1		34	7,500	1	
	54	甲田町商工会	203	170	3	1	1	56	4,562,100	1	
	55	向原町商工会	180	146	3	1	1	48	4,960,800	1	
賀茂郡	56	黒瀬商工会	696	469	4	1		117	41,700		
	57	福富町商工会	83	98	2			49	93,400	1	
	58	豊栄町商工会	201	178	3	1	1	59	4,962,000	1	
	59	大和町商工会	292	262	3	1	1	87	4,567,500	1	
	60	河内町商工会	247	193	2		1	96	1	4,592,600	1
豊田郡	61	本郷町商工会	366	308	4	1	1	77	5,057,000	2	
	62	安芸津町商工会	449	428	3		1	142	4,662,000	2	
	63	安浦町商工会	438	309	3	1	1	103	4,576,200	2	
	64	川尻町商工会	436	230	3	1		76	26,100	1	
	65	豊浜町商工会	87	111	2			55	5,200	1	
	66	豊町商工会	162	73	2			36	9,700	1	
	67	大崎町商工会	218	228	3	1	1	76	4,563,000	1	

区分			A	会員数	職員数	B	事務局長	C	独自財源職員	D	E
地域	NO	商工会議所名等									
	68	東野町商工会	130	108	2			54		35,600	1
	69	木江町商工会	163	133	2			66		9,700	1
	70	瀬戸田町商工会	394	367	4	1	1	91		4,658,700	2
御調郡	71	御調町商工会	302	302	4	1	1	75		4,568,100	2
	72	久井町商工会	193	190	3	1	1	63		4,561,500	1
	73	向島町商工会	543	366	4	1	1	91		4,582,500	
尾道市	74	向東町商工会	257	200	3	1		66		15,400	1
世羅郡	75	甲山町商工会	289	701	10	1	1	70		14,100,200	2
	76	世羅町商工会	354								2
	77	世羅西町商工会	196								1
沼隈郡	78	内海町商工会	94	465	6		1	77		4,581,800	1
	79	沼隈町商工会	438								1
深安郡	80	神辺町商工会	1,117	773	4		1	193		4,700,200	
福山市	81	加茂町商工会	258	207	2			103		15,400	1
	82	芦田町商工会	302	207	2			103		18,100	1
	83	駅家町商工会	901	636	4			159		54,000	1
芦品郡	84	新市商工会	909	575	4		1	143		4,689,600	1
神石郡	85	油木商工会	155	456	9	1	1	50		4,941,300	1
	86	神石町商工会	83								1
	87	豊松村商工会	89								1
	88	(神)三和町商工会	197								1
甲奴郡	89	上下町商工会	293	245	3	1	1	81		4,567,500	1
	90	総領町商工会	78	52	2			26		4,600	1
	91	甲奴町商工会	128	98	3	1		32		7,600	1
双三郡	92	君田商工会	65	64	3	1		21		3,900	1
	93	布野商工会	64	60	1			60		3,800	
	94	作木商工会	62	54	2			27		3,700	1
	95	吉舎町商工会	205	174	3	1		58		12,300	1

区分			A	会員数	職員数	B	事務局長	C	独自財源職員	D	E
地域	NO	商工会議所名等									
	96	三良坂町商工会	191	170	3	1	1	56		4,561,400	1
	97	(双)三和町商工会	146	110	2			55		8,700	1
比婆郡	98	西城町商工会	192	173	3	1	1	57		4,561,500	1
	99	東城町商工会	464	334	5	2	1	66		4,746,100	
	100	口和町商工会	102	103	3	1		34		6,100	1
	101	高野町商工会	80	90	3	1		30		4,800	1
	102	比和町商工会	67	68	2			34		4,000	1
商工会小計			35,976	26,698	273	51	45	97		224,476,600	80
合計			101,940	59,873	426	58	52	140		2,525,818,600	

- (注) 1. A=小規模事業者数 (H13)、B=うち記帳専任職員、C=職員一人当たり会員数 (H18) D=平成17年度補助金実績額、E=過員
2. 会員数は、平成18年3月31日現在の員数である。また、会員数は商工業者の会員数のみであり、定款会員と特別会員を含んでいない。
3. 職員数は、経営指導員、補助員、記帳専任職員の合計であり、事務局長を含まない。
4. 過員数は、平成17年4月1日現在の員数である。
5. 過員は、職員設置基準を平成17年4月に改正したことに伴い、経営指導員、補助員について発生するものである。
6. 平成18年4月に合併された商工会は次の通りである。
- 38佐伯商工会と39吉和商工会が合併し、佐伯商工会となった。
- 75甲山町商工会76世羅町商工会77世羅西町商工会が合併し、世羅町商工会となった。
- 78内海町商工会と79沼隈町商工会が合併し、沼隈内海商工会となった。
- 85油木商工会86神石町商工会87豊松村商工会88(神)三和町商工会が合併し、神石高原商工会となった。

平成17年度補助金確定額のうち、人件費補助の金額は以下の通りである。

商工会議所	701,737,800
商工会連合会	1,518,917,500
県独自分	(164,348,500)
商工会間接補助分	(1,354,569,000)
商工会	219,462,200
計	2,440,117,500

このように、小規模事業経営支援事業費補助金はそのほとんどが経営指導員、補助員、記帳専任職員、記帳指導職員(常勤)、記帳指導員(パート)、事務局長の人件費に対する補助である。



そのうち、商工会の人件費として連合会が商工会間接補助分を13億5,456万9,000円交付している。この補助金が、小規模事業経営支援事業費補助金の半分以上を占めている。

商工業者の会員数を、職員数（経営指導員＋補助員＋記帳専任職員）で除した職員一人当たり会員数を各商工会で比較してみると、最大の安古市町商工会の270に比して最少の君田村商工会は21と実に10倍以上の開きがある。

## (7) 広島県観光事業振興補助金

### ① 制度の概要

広島県は、地域における観光の振興と活性化を図るため、社団法人広島県観光連盟が行う観光振興に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する当制度は平成4年の設立より引続き行われている。

### ② 補助金の交付の対象となる事業区分、内容、経費及び補助額

事業名	内容	経費	補助額
観光振興事業	1 宣伝誘致事業 観光客の誘致宣伝、観光振興のためのイベント実施、観光PR資料の作成などの観光PR事業	事業実施に要する謝金、旅費、需用費、役員費、委託料その他知事が必要と認める経費	事業に要する経費の二分の一以内で、知事が別に定める額
	2 奨励対策事業 観光地の美化、観光案内施設の整備など観光地の環境整備、観光振興のための研修会・講習会の実施など奨励的事業		
	3 全国・広域活動事業 全国を単位とする公益法人（社団法人日本観光協会）が行う観光振興事業及び中国地方の他の観光連盟・協会などと共同で実施する観光振興事業に対する出捐、負担金の支出		
	4 その他知事が必要と認めるもの		

事業名	内 容	経 費	補 助 額
観光振興 プラン 推進事業	広島県観光振興プランの推進を図るため、観光振興のリーディング事業として特に知事の指定する事業 この事業は、知事が当初予算編成の際に指定することとし、補助金の交付申請は指定された個別の事業ごとに行う	事業実施に要する謝金、旅費、需用費、役員費、委託料その他知事が必要と認める経費	知事が別に定める額
観光連盟 運営事業	観光連盟の運営に係る事業	職員の給料、諸手当 共済費等	知事が別に定める額

③ 平成 17 年度 社団法人広島観光連盟に対する補助金内訳 (単位：円)

目的及び補助金の内訳	補助対象事業費用	補助率	補助確定額	根拠法令
ア (社) 広島県観光連盟の運営に必要な人件費に要する経費への補助	24,477,000	100%	24,477,000	広島県観光事業振興補助金交付要綱
イ (社) 広島県観光連盟が実施する観光振興事業に要する経費への補助	18,017,068	50%	9,000,000	〃
ウ 海外エージェント招聘や現地PRを実施し、外国人観光客の誘致拡大を図る	1,132,000	定 額	1,132,000	〃

アの人員費は3名分で、県OBと県職員の派遣2名分である。

イの事業費は、宣伝活動事業 7,370,165  
 奨励対策事業 1,995,643  
 全国広域活動事業 8,651,260

計 18,017,068 × 50% ≒ 900 万円である

ウは民間プロモーション支援事業費として、1,132,000 円、100%支給となっている。

内訳は、	旅 費	79,692
	需 用 費	41,902
	役 務 費	159,481
	バス借上代	273,000
	委 託 料	346,925
	出展参加費	231,000

---

計 1,132,000

(8) 広島県大型観光キャンペーン事業負担金

① 制度の概要

観光地として認知度を高め、入込観光客数の増加と観光関連産業の活性化を図るため、平成16年度から2年間、官民が一体となって、旅客運送業者や旅行業者等と連携した大規模な広報宣伝や旅行商品の造成・販売、受入体制の整備などを総合的に実施する全国規模の観光キャンペーンを展開した。昭和61年に広島県観光キャンペーン実行委員会を設立して以降、毎年2,000万円の負担金を支出してきたが、前記大型キャンペーンの実施に伴い、平成16年度は3,920万円、平成17年度は5,650万円の負担金が支出されている。

交付先 広島県観光キャンペーン実行委員会

負担金対象事業費	171,986,974 円
県負担金確定額	56,500,000 円

② 事業内容

ア	新規観光需要の創出事業	46,866,590 円
イ	宣伝活動の展開事業	75,100,521 円
ウ	誘客活動の展開事業	22,235,224 円
エ	商品開発の促進	10,097,195 円
オ	受入態勢の整備	8,215,646 円
カ	運営費	13,890,855 円

---

計 176,406,031 円

負担金は他に市町村	68,250,000 円
民間事業所	28,813,475 円
協賛金	15,998,950 円
広告料等	5,201,983 円

からまかなわれている。

### 3 指摘事項

#### (1) 広島県バイオクラスター推進事業補助金の補助対象人件費について

補助金要綱において「県内において、研究開発に直接従事する研究開発職員の人件費」を補助対象にすると定められているにもかかわらず、広島県外での人件費1,000万円余りが補助対象経費とされている。

### 4 指摘事項の説明

#### (1) 広島県バイオクラスター推進事業補助金の補助対象人件費について

平成17年度の補助対象経費に対する補助金交付申請の状況は次の表のとおりである。

経費区分	補助対象経費	補助金交付申請額
設備備品費	19,236,728	15,200,000
消耗品費	13,090,540	10,100,000
人件費	23,128,833	18,400,000
旅費	3,673,180	2,800,000
謝金	500,000	500,000
その他の経費	4,055,401	3,000,000
合計	63,684,682	50,000,000

補助対象経費となっている人件費の内訳は次のとおりである。

種別	時間	単価	補助対象経費	勤務場所
代表取締役	437	7,367	3,219,379	つくば本社出張形態
従業員A	197	5,375	1,058,875	つくば本社
従業員B	289	3,629	1,048,781	つくば本社
従業員C	688	2,408	1,656,704	つくば本社
従業員D	1,821	3,100	5,645,100	広島研究所
従業員E	517	2,981	1,541,177	つくば本社
従業員F	32	3,132	100,224	つくば本社
従業員G	1,808	2,505	4,529,040	広島研究所
従業員H	328	3,609	1,183,752	つくば本社
従業員I	643	3,727	2,396,461	つくば本社
従業員J	828	905	749,340	広島研究所
計	7,588	—	23,128,833	

上記補助対象となった人件費には広島県外で従事した従業員7人分約898万円と代表取締役のつくば本社での従事分約107万円が含まれており、これ

は補助対象経費の人件費の43%を占める。

広島県バイオクラスター推進事業補助金交付要綱の別表「広島県バイオクラスター推進事業補助金補助対象経費」によれば、補助対象経費となる人件費は、「補助事業を行うため、県内において研究開発に直接従事する研究開発職員の人件費」となっている。

この点について担当室に質問したところ、この規定は「広島研究所のすべての人件費を補助対象経費とするのではなく、補助事業と直接関わらないものは経費としては認定しない。」ということを示したもので、人件費の認定は、研究開発が広域で行われたり、1人の研究者が複数のテーマに携わるケース等があることから、従事する場所に関わらず、業務内容によって判断すべきものと理解しているという回答であった。

しかし、その回答は「県内において、研究開発に直接従事する研究開発職員の人件費」の「直接従事する」の解釈ではあっても、「県内において」の解釈とはいえない。

この補助金と類似した補助金に「広島県バイオクラスター実用化開発補助金」がある。その趣旨は、バイオテクノロジー関連分野における新産業の創出と集積の促進を図ることを目的として、県内の民間企業が、知的クラスター創成事業の研究成果を活用して県内での事業化のために行う研究開発の経費に対し、予算の範囲内において交付される。その補助金の対象経費の人件費は、「研究開発に直接従事する者の研究開発時間に対する人件費」となっている。

県内の民間企業を対象にした補助金のため、人件費は当然、県内において支出されるため、人件費には「県内において」の文言はない。

これに対し、「広島県バイオクラスター推進事業補助金」は、県内に事業所を持たない民間企業が、県内での事業化を前提とした研究開発経費に対してのものであり、広島県民の税金を投入する以上は県外の企業であっても県内で使われる人件費を前提にするために、「県内において」の文言が使用されているのではなかろうか。

広島県の新産業の創出と集積を図る目的において交付される補助金であればこそ、「県内において」は重大な要件となろう。補助金交付要綱の第3条2項においても「補助事業は、補助事業者が県内で行うバイオテクノロジー関連分野の研究開発であって」とはっきりと明記してある。

これに関して、産業技術振興室は、「この補助金は、県内での事業化に結びつく研究開発を誘致し、将来の新事業につなげようとする戦略的な施策であり、研究開発は広域で行われるケースが多いこと等も踏まえ、もとより、県内で使われる人件費のみを対象としていたものではない」としている。

あたかも補助金交付要綱の表現が不適切であったことのみが問題であるかの

ような回答であるが、この補助金交付要綱は平成15年3月18日の施行であり、その直後にこの要綱に基づいて補助金交付がなされており、当該補助金はその第1号である。以前からある補助金について、過去に作成された補助金交付要綱が時代の変遷とともに補助金交付の実態にマッチしなくなってきたのならそう言える場合もあるかもしれない。

しかし、新たな補助金の創設に当たって作成されたばかりの補助金交付要綱に沿って補助金交付が行われ、その交付が「県内において研究開発に直接従事する研究開発の person 費」でない person 費を対象としているということになれば、補助金交付要綱の表現上の問題ではなく、補助金交付要綱に基づいた運用がなされていない補助金の交付に問題があったのではないかと思わざるを得ない。

補助金交付要綱の趣旨に沿って厳正に補助対象経費を精査し、適正に運用すべきである。

## 5 意見

### (1) 広島県バイオクラスター推進事業補助金について

#### ① 専任時間の確認方法である研究日誌について

さらに上記つくば本社での専任時間の実態の確認をどのような方法で行っているかをあわせて質問したところ、研究日誌によるとの回答であった。その研究日誌の一部を掲載すると次のとおりである。

平成17年度4月分 研究（作業）日誌

日	曜日	従事時間帯				除外する 時間数	従事した 時間数	研究（作業）内容
		開始時間	終了時間	開始時間	終了時間			
1	金							
2	土							
3	日							
11	月							
12	火							
13	水							
14	木	9:00	12:00	13:00	18:00	8:00	Au ビーズを新たな測定技術に利用する検討	
15	金	9:00	12:00	13:00	18:00	8:00	Au ビーズを新たな測定技術に利用する検討	
16	土							
17	日							

18	月								
19	火	9:00	12:00	13:00	18:00		8:00	Au ビーズを新たな測定技術に利用する検討	
20	水	9:00	12:00	13:00	18:00		8:00	Au ビーズを新たな測定技術に利用する検討	
21	木	9:00	12:00	13:00	18:00		8:00	Au ビーズを新たな測定技術に利用する検討	
22	金	9:00	12:00	13:00	18:00		8:00	Au ビーズを新たな測定技術に利用する検討	
23	土								
24	日								
25	月								
26	火								
27	水								
28	木								
29	金								
30	土								
31	日								
合計							48:00		

研究日誌は1ヶ月1枚、1日1行で従事時間帯、研究内容等を記載してあるのみで、そのほとんどが1日8時間の勤務となっており、研究内容も「……の検討」等の簡単なものであり、1日それのみに専任したか否かを第三者が判断するのは非常に困難である。とりわけ当社の場合、補助対象期間中にも、数件の研究開発事業を並行して行っているとのことであるし、そのような中で、この様式の研究日誌をもって1日8時間補助対象事業の研究のみに専任したと確認できるのかという疑問が生じる。

研究日誌は就業時間帯において、内訳の判明できる様式が望ましく、たとえば下記のような様式であれば、補助対象期間中に複数の研究開発を行っているとしても補助対象事業の専任時間が特定できると考える。これまでの研究日誌の様式等にこだわらず、工夫を重ねることによってチェック機能を強化すべきである。

### 研 究 日 誌

氏名		印		責任者氏名													印	
月 日	作業内容	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	所要時間			
															時	分		
/	A研究			—												3		
	B研究						—									2		
	C研究								—							3		